

令和7年第10回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年10月22日（水）9時58分から11時15分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長 8番 小川 進

委員 1番 小松 真嗣
2番 秋山 譲二
3番 酒井 笑子
4番 原 亜由美
5番 小笠原 章仁
6番 北村 栄治
7番 上池 如夫
9番 宮川 利重
10番 三谷 晴喜

4. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案19号 非農地証明願について

第3 議案20号 非農地証明願について

第4 議案21号 非農地証明願について

第5 議案22号 非農地証明願について

第6 議案23号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 小森 紳

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和7年第10回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、1番小松真嗣委員、5番小笠原章仁委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第19号について事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第19号については、6月総会にて大豊町農業振興整備計画の計画除外にて意見聴取を行った土地であり、今回当該計画の変更手続き終了に伴い、非農地証明願の申請を行うものです。所在地は大豊町[REDACTED]、登記地目は宅地、現況地目は山林となっています。

こちらについては今回、家屋等を含む土地の売買にあたり課税地目上、現況が畑となっていたことから非農地の証明を受けるべく申請に至ったものです。

また、計画除外にあたり令和7年6月11日に担当委員の原委員と事務局吉田、小森で申請者代理人の立会いのもと、現地確認を行っております。申請地は5、6ページ写真のとおりであり、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第19号について、担当委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原委員〕

はい、4番原亜由美です。

申請地は事務局説明のとおりとなっており、農地としての復旧は難しいと思われる、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第19号

について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第19号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第20号に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料7ページをご覧ください。引き続き議案第20号は、非農地証明願の申請となっています。所在地は大豊町[REDACTED]、登記地目は畑、現況地目は原野となっています。

令和7年10月2日に担当委員の原委員と事務局吉田、小森で申請者代理人の立会いのもと、現地確認を行っております。申請地は14ページ写真のとおりであり、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第20号について、担当委員の説明を求めます。4番原亜由美委員。

〔原委員〕

はい、4番原亜由美です。

申請地は事務局説明のとおりとなっており、農地としての復旧は難しいと思われる、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第20号

について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第19号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第21号に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料15ページをご覧ください。議案第21号についても、6月総会にて大豊町農業振興整備計画の計画除外にて意見聴取を行った土地となっています。所在地は大豊町[REDACTED]を含む全6筆、登記地目は田、畑で現況地目は原野となっています。

現地については計画除外にあたり、令和7年6月12日に担当委員の宮川委員と事務局吉田、小森で、確認を行っております。申請地は27、28ページ写真のとおりであり、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第21号について、担当委員の説明を求めます。9番宮川利重委員。

〔宮川委員〕

はい、9番宮川利重です。

申請地は事務局説明のとおりとなっており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第21号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第22号に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料29ページをご覧ください。引き続き議案第22号についても、6月総会にて大豊町農業振興整備計画の計画除外にて意見聴取を行った土地となっています。所在地は大豊町[REDACTED]で、登記地目は畑、現況地目は山林となっています。

現地については計画除外にあたり、令和7年6月13日に担当委員の秋山委員と事務局吉田、小森で申請者立会いのもと、確認を行っております。申請地は35ページ写真のとおりであり、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第22号について、担当委員の説明を求めます。2番秋山譲二委員。

〔秋山委員〕

はい、2番秋山譲二です。

申請地は事務局説明のとおりとなっており、農地としての復旧は難しいと思われる、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第22号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第22号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第23号に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局〕

事務局担当より説明します。

資料36ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■を含む全4筆、申請地の場所・状況は52ページから54ページに付けています。登記地目田、畑、現況地目は畑、面積は合計2,110㎡です。

申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は1ページに記載のとおりです。

令和7年9月30日に譲受人立会いのもと宮川委員と事務局吉田、小森で現地を確認しています。

本日お配りした資料、農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、45ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、45ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の41ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては9月30日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第23号について、担当委員の説明を求めます。2番秋山譲二委員。

〔秋山譲二委員〕

はい、2番秋山譲二です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第23号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔小笠原委員〕

今回の3条申請の譲渡人は自身での農業は難しくなっており、農地の状況も良好であったことから譲受人が見つかったことは良かった。

〔事務局〕

譲渡人の意向もあるが、今後の状況によっては他の農地も同様に譲りたい意向や、貸したい意向がでてくることもあるため農地バンク制度についても紹介しています。

〔三谷委員〕

全体のことではあるが、農地の地籍図だけでなく地図により場所が分かるよう資料を付けてほしい。

〔事務局〕

次回より対応していく。

〔議長〕

他に意見はありませんか。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第23号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

つづいて、日程第7その他に移ります。

事務局に報告を求めます。

〔事務局書記〕

次回11月総会の日程については、11月26日(水)10時からを予定しております。

以上です。

その他、大豊町肥料価格高騰対策支援補助金について説明。

〔議長〕

他に何かございませんか。

(発言なし)

それでは以上をもちまして、令和7年第10回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 1 番

署名委員 5 番
